政 策 会 議 発 議 書

平成28年5月10日

発議者 総務部長

件	名	手数料に関する条例整備についての方針(案)について		
		手数料に関する条例整備についての方針につきまして、関係各部で検討し、次のとおり方針(案)としてまとめましたので、御協議をお願いします。		
		手数料に関する条例整備についての方針(案)		
	幻田	手数料の対象事項、金額等については、地方自治法及び所沢市条例等の立案に関する指針に基づき、条例所管事項としているものである。 今後は、市民の分かりやすさという視点を重視し、手数料に関する 条例を次のように整備していくものとする。		
要		 手数料の対象事項が簡潔に規定できるものは、原則として、所沢市手数料条例に規定するものとする。 手数料の対象事項が細分化されている等複雑であるもの、手数料の徴収手続に関連性があるものは、一つの条例にまとめて規定するものとする。⇒《例1》 事務の一連の流れから当該事務を定めた条例中に手数料を規定したほうが分かりやすいもの(⇒《例2①》)、根拠法令との関係から別条例とした方が分かりやすいもの(⇒《例2②》)は、個別の条例に規定するものとする。 《例1》 (仮称)所沢市建築・開発関係手数料条例《例2①》 所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例《例2②》 所沢市計量法関係手数料条例 		
所 管	名	総務部 文書行政課	電話番号	04-2998-9043
		※所管で記入してください。		
公表区	分	公表 ・ 一部非公表 非 公 表		

- ※ 会議の7日前までに関係資料を添え、31部提出してください。
- ※ 発議書(関係資料を除く)のデータもメールで送付してください。